

第 8 章 事後調査の実施に関する事項

第8章 事後調査の実施に関する事項

8.1 事後調査の考え方

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

8.2 事後調査項目の選定

事後調査項目として選定した理由及び選定しなかった理由は、表 8.2-1 及び表 8.2-2 に示すとおりです。

表 8.2-1 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

| 項目 | | 環境影響要因 | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|----------------------|------------|----------|-------|--|
| 生物多様性 (動物、植物、生態系) | | 建物の建設 | ● | 環境の保全のための措置として挙げた、注目すべき植物種の移植等の検討については、不確実性があると考えため、注目すべき植物種を対象に選定します。 |
| 廃棄物・ 建設発生土 | 産業 廃棄物 | 建物の建設 | × | 工事中の産業廃棄物については、工事に先立ち工事の元請業者に対して、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した施工計画の立案を求めます。工事中は、元請業者により産業廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払います。また、元請業者から産業廃棄物の処理状況を報告させ、適正に処理されたことを確認する計画です。 |
| | 建設 発生土 | 地下掘削 | × | 建設発生土については、場内利用を行うとともに、場外へ搬出する建設発生土については、産業廃棄物に準じて、運搬先における処理状況を元請業者より報告を受け、適正に処理されていることを確認します。 以上のことから、工事中の産業廃棄物及び建設発生土は、適正に管理し、処理することから、選定しません。 |
| 大気質 | | 建設機械の稼働 | ● | 建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、環境保全目標を達成するものの、居住環境が近接している工事区域境界付近で二酸化窒素の日平均値の 98%値が 0.044ppm と比較的高い値が予測されたため、選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う大気質への影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 騒音 | | 建設機械の稼働 | ● | 建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、柏尾川側境界であるが工事区域境界付近で最大 82.5dB と比較的高い値が予測されたため、選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 振動 | | 建設機械の稼働 | ● | 建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、柏尾川側境界であるが工事区域境界付近で最大 68.3dB と比較的高い値が予測されたため、選定します。 |
| | | 工事用車両の走行 | × | 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 地域社会 | 交通混雑 | 工事用車両の走行 | × | 工事中の工事用車両の走行に伴う交通混雑の影響は、交差点需要率及び交通容量の観点から、交通処理は可能であると予測されたことから、選定しません。 |
| | 歩行者の 安全 | 工事用車両の走行 | × | 工事中の歩行者の安全は、工事用車両出入口付近に誘導員を配置するなどの対応を図ることで歩行者の安全を確保するため、選定しません。 |

表 8.2-2 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

| 項目 | | 環境影響要因 | 選定の有無 | 選定した理由・選定しない理由 |
|-------------------------|-------|---------|---------|---|
| 温室効果ガス | | 建物の供用 | × | 横浜市の 2016 年度における温室効果ガス総排出量の速報値 1,884.0 万 t-CO ₂ に対して、本事業の実施による排出量は年間約 2.9 万 t-CO ₂ （1%未満）程度と小さいと考えるため、選定しません。 |
| 生物多様性 （動物、植物、生態系） | | 建物の存在 | ● | 動物への影響については影響予測に不確実性があると考えるため、また植物については敷地内での緑化状況の確認及び準備書で示した事前の現地調査範囲における供用時の植物の育成状況を確認するため、選定します。 |
| 廃棄物・発生土 | 一般廃棄物 | 建物の供用 | × | 供用時の計画建物から発生する廃棄物については、屋内に設置する保管場所で分別・一時保管を行った後、それぞれの種類毎に許可を有する廃棄物処理業者に収集・運搬・処分を委託し、適正に処理する計画です。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、保管基準の遵守、委託基準の遵守、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付、適正処理の確認等を行います。以上のことから、供用時の計画建物から発生する廃棄物は適正な処理が行われると考えるため、選定しません。 |
| | 産業廃棄物 | 建物の供用 | × | |
| 大気質 | | 建物の供用 | ● | 建物の供用（設備機器等の稼働）に伴う大気質の影響は、環境保全目標を達成するものの、居住環境が近接しているため、選定します。 |
| | | 関係車両の走行 | × | 本事業の関係車両の走行に伴う沿道大気環境への影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 騒音 | | 建物の供用 | ● | 建物の供用（設備機器等の稼働）に伴う騒音の影響は、環境保全目標を達成するものの、居住環境が近接しているため、選定します。 |
| | | 関係車両の走行 | × | 本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 振動 | | 関係車両の走行 | × | 本事業の関係車両の走行に伴う道路交通振動の影響の程度は小さいと考えるため、選定しません。 |
| 電波障害 | | 建物の存在 | × | 本事業に起因するテレビジョン電波受信障害に対しては、適切な対策を行うため、選定しません。 |
| 日影（日照障害） | | 建物の存在 | × | 本事業は、法規制を遵守した計画とするため、選定しません。 |
| 安全（火災・爆発、有害物漏洩、実験動物の逸走） | | 建物の供用 | ● | 安全管理等の実施状況を確認するため、選定します。 |
| 地域社会 | | 関係車両の走行 | × | 供用時の関係車両の走行に伴う交通混雑の影響は、交差点需要率及び交通容量の観点から、交通処理は可能であると予測されたことから、選定しません。 |
| | | 建物の供用 | × | 供用時の計画建物を利用する歩行者による交通混雑の影響は、予測地点において自由歩行が可能と予測されたことから、選定しません。 |
| | | 歩行者の安全 | 関係車両の走行 | × |
| 景観 | | 建物の存在 | ● | 計画建物が出現することによる景観の変化の状況を確認するため、選定します。 |

8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 及び表 8.3-2 に示すとおりです。

表 8.3-1 事後調査の内容（工事中）

| 項目 | 調査項目 | 調査位置 | 調査頻度 | 調査時期 | 調査方法 |
|----------------------|--|--|-------------------------------|---|--|
| 生物多様性 (動物、植物、生態系) | 植物 (注目すべき植物種) | 河川区域内での 工事範囲 | 1 回 (工事等の状況 に応じて適 宜) | 河川区域内での 仮設工事開始前 及び移植等の対 応後の適切な時 期 | 現地踏査により、注目すべき 種を確認する方法とします (事前調査と同様の方法と します。) |
| | 環境の保全のため の措置の実施状況 | | | | |
| 大気質 | 建設機械の稼働に 伴う大気質(二酸化 窒素、浮遊粒子状物 質)濃度 | 居住環境が近接 する西側敷地の 工事区域境界付 近の3地点(西 側敷地の北面・ 西面・南面)、東 側敷地の工事区 域境界付近の1 地点(東側敷地 の北面) | 1 回 (1 週間) | 予測時点(工事 の最盛期)にお ける代表的な1 週間 | 二酸化窒素は「二酸化窒素に 係る環境基準について」(昭 和 53 年 7 月 11 日 環境庁 告示第 38 号)に定められて いる測定方法または簡易法 (PTIO 法)、浮遊粒子状物質 は「大気汚染に係る環境基 準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号) に定められている測定方法 に準拠します*。 ※: 4 地点のうち 2 地点(西 側敷地・東側敷地)を公定法 (二酸化窒素・浮遊粒子状物 質)、2 地点(西側敷地)を簡 易法(二酸化窒素)。 |
| | 環境の保全のため の措置の実施状況 | 工事区域内 | 適宜 | 工事開始から上 記、現地調査日 まで | 工事資料の整理等により確 認する方法とします。 |
| 騒音 | 建設機械の稼働に 伴う騒音レベル | 居住環境が近接 する西側敷地の 工事区域境界付 近の3地点(西 側敷地の北面・ 西面・南面)、東 側敷地の工事区 域境界付近の1 地点(東側敷地 の北面) | 1 回 (平日 1 日) | 予測時点(工事 の最盛期)にお ける代表的な1 日(工事時間に 前後 1 時間を加 えた時間帯) | 「特定建設作業に伴って発 生する騒音の規制に関する 基準」(昭和 43 年 厚生・建 設省告示第 1 号)及び「環境 騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、1 時間毎 の 90%レンジの上端値 L _{A5} を測定する方法とします。 |
| | 建設機械の稼働台 数・概ねの稼働位置 | 工事区域内 | 1 回 (平日 1 日) | 上記、現地調査 日と同日に実施 | 工事資料の整理等により確 認する方法とします。 |
| | 環境の保全のため の措置の実施状況 | | 適宜 | 工事開始から上 記、現地調査日 まで | 工事資料の整理等により確 認する方法とします。 |
| 振動 | 建設機械の稼働に 伴う振動レベル | 居住環境が近接 する西側敷地の 工事区域境界付 近の3地点(西 側敷地の北面・ 西面・南面)、東 側敷地の工事区 域境界付近の1 地点(東側敷地 の北面) | 1 回 (平日 1 日) | 予測時点(工事 の最盛期)にお ける代表的な1 日(工事時間に 前後 1 時間を加 えた時間帯) | 「振動規制法施行規則」(昭 和 51 年 総理府令第 58 号) 及び「振動レベル測定方法」 (JIS Z 8735)に準拠し、1 時間毎の 80%レンジの上端 値 L ₁₀ を測定する方法としま す。 |
| | 建設機械の稼働台 数・概ねの稼働位置 | 工事区域内 | 1 回 (平日 1 日) | 上記、現地調査 日と同日に実施 | 工事資料の整理等により確 認する方法とします。 |
| | 環境の保全のため の措置の実施状況 | | 適宜 | 工事開始から上 記、現地調査日 まで | 工事資料の整理等により確 認する方法とします。 |

表 8.3-2 事後調査の内容（供用時）

| 項目 | 調査項目 | 調査位置 | 調査頻度 | 調査時期 | 調査方法 |
|----------------------|-------------------------|--|--------------|--------------------------|---|
| 生物多様性 (動物、植物、生態系) | 動物、植物 | 対象事業実施区域の区域境界から約50mの範囲内 | 4季 | 計画建物の竣工後の適切な時期 | 現地踏査により、動物種・植物種の生息・生育状況を確認する方法とします(事前調査と同様の方法とします。) |
| | 生態系 | | | | 動物、植物の調査で確認した生息・生育状況より類推する方法とします。 |
| | 環境の保全のための措置の実施状況 | 対象事業実施区域内 | 適宜 | 計画建物の竣工後の適切な時期(春～夏頃) | 現地踏査(目視等)や関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| 大気質 | 設備機器等の稼働に伴う大気質(二酸化窒素)濃度 | 居住環境が近接する西側敷地の工事区域境界付近の3地点(西側敷地の北面・西面・南面)、東側敷地の工事区域境界付近の1地点(東側敷地の北面) | 1回 (1週間) | 供用開始後の適切な時期の1週間 | 二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)に定められている測定方法または簡易法(PTIO法)、浮遊粒子状物質は「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)に定められている測定方法に準拠します*。 ※:4地点のうち2地点(西側敷地・東側敷地)を公定法(二酸化窒素・浮遊粒子状物質)、2地点(西側敷地)を簡易法(二酸化窒素)。 |
| | 設備機器等の配置状況 | 対象事業実施区域内 | 1回 (平日1日) | 上記、現地調査日と同日に実施 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| | 環境の保全のための措置の実施状況 | 対象事業実施区域内 | 適宜 | 供用開始後の適切な時期 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| 騒音 | 建物の供用(設備機器等の稼働)に伴う騒音レベル | 居住環境が近接する西側敷地の工事区域境界付近の3地点(西側敷地の北面・西面・南面)、東側敷地の工事区域境界付近の1地点(東側敷地の北面) | 1回 (平日1日) | 供用開始後の適切な時期の1日 (24時間) | 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)及び「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731)に準拠し、騒音レベルを測定する方法とします。 |
| | 設備機器等の配置状況 | 対象事業実施区域内 | 1回 (平日1日) | 上記、現地調査日と同日に実施 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| | 環境の保全のための措置の実施状況 | 対象事業実施区域内 | 適宜 | 供用開始後の適切な時期 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| 安全 | 安全管理等の実施状況 | 対象事業実施区域内 | 適宜 | 供用開始後の適切な時期 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| | 環境の保全のための措置の実施状況 | | 適宜 | 供用開始後の適切な時期 | 関連資料の整理等により確認する方法とします。 |
| 景観 | 主要な眺望地点からの景観の変化 | フォトモニタージュによる予測を行った予測地点(17地点) | 1回 | 計画建物の竣工後の適切な時期(春～夏頃) | 写真撮影による方法とします。 |
| | 環境の保全のための措置の実施状況 | 対象事業実施区域内 | 適宜 | 計画建物の竣工後の適切な時期(春～夏頃) | 現地踏査(目視等)や関連資料の整理等により確認する方法とします。 |